

一般社団法人岐阜県動物愛護ネットワーク会議定款

平成 29 年 8 月 7 日 作成
令和 4 年 5 月 14 日 改訂

定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人岐阜県動物愛護ネットワーク会議という。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を岐阜県岐阜市に置く。

(公告)

第3条 当法人の公告は、電子公告により行う。

第2章 目的及び活動

(目的)

第4条 当法人は、動物愛護活動に関係するボランティア団体、個人ボランティア等が、非営利活動の中で相互に連携し合い、人と動物が共存する快適な社会づくり及び、災害時の被災動物救護活動を推進することを目的とする。

(活動)

第5条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 社会の中における人と動物の適正飼育の啓発活動
- (2) 災害時における被災動物の救援・救護の活動
- (3) 会員の知識向上を目的とする研修会の実施
- (4) 会員同士の親睦を深め、情報交換・協力体制づくりのための交流会の実施
- (5) その他、当法人の目的達成のために必要と認める活動

2 前項の活動は、活動計画に基づき岐阜県内において行うものとする

第3章 会員

(種別)

第6条 当法人の会員は、次の5種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この会の目的に賛同して入会した個人で総会の議決権を有する者。
- (2) 準会員 この会の目的に賛同して入会した個人で総会の議決権を持たない者。
- (3) ジュニア会員 この会の目的に賛同して入会した個人で18歳以下の者。議決権を有さない。
- (4) 団体会員 この会の目的に賛同して入会した、動物愛護活動を行っている非営利団体。議決権を有さない。
- (5) 賛助会員 この会の目的に賛同して入会した個人あるいは団体で、経済的支援を行う者。議決権を有さない。

(入会)

第7条 当法人の会員として入会しようとする者は、当法人が別に定める入会申込書を提出するものとする。その申込書が当法人に到達した時に、その者は当法人の会員となる。

2 団体会員への入会申込は、当法人の正会員である当該団体の所属者が行うこととする。

3 前2項の者の入会を認められないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は社員総会において定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退会)

第9条 会員は、当法人規定の退会届を当法人に提出し、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するときは、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって、当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) 当法人の活動において、営利活動を行ったとき
- (4) その他除名すべき正当な事由があるとき

正当な事由の例

- ・ 当法人の活動において動物の販売を行った場合。
- ・ 所有者のある動物を会員に譲り渡した場合、あるいは譲り渡しの依頼をした場合。

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 第8条の義務を2年以上履行しなかったとき
- (2) 総正会員が同意したとき
- (3) 死亡し、又は解散したとき

第4章 社員総会

(社員総会)

第12条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とする。

(構成)

第13条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権限)

第14条 社員総会は以下の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散
- (7) 活動計画及び活動内容の変更
- (8) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(開催)

第 15 条 この法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(開催地)

第 16 条 社員総会の開催地は、理事会において決定し通知する。

(召集)

第 17 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、代表理事に対し社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(通知)

第 18 条 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項・議題を記載した書面又は電磁的方法により、招集通知を会日より7日前までに各正会員に対して発する。ただし、社員総会に出席しない社員が、書面又は電磁的方法によって議決権を行使する旨を定めた場合には社員総会の2週間前までにその通知を発しなければならない。

(議長)

第 19 条 社員総会の議長は、当該社員総会において正会員の中から選出する。

(議決権)

第 20 条 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

第 21 条 やむを得ない理由のため出席できない正会員は書面又は電磁的方法により議決権の行使ができるものとする。

第 22 条 社員総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員はその議決に加わることができない。

(決議)

第 23 条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令又はこの定款で定める事項

(代理)

第 24 条 社員総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書類をこの法人に提出しなければならない。

(議事録)

第 25 条 社員総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時、場所

(2) 正会員の総数及び出席者数

(書面及び電磁的方法による表決者及び表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること)

(3) 審議事項もしくは議題

(4) 議事の経過の概要、議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 名以上が署名、押印する。

第 5 章 役員

(員数)

第 26 条 当法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3 名以上

(2) 監事 1 名以上 2 名以内

2 理事のうち、1 名を代表理事とする。

3 代表理事以外の理事は、業務執行理事とする。

(選任等)

第 27 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって正会員の中から選任する。

2 理事のうち、理事のいずれか 1 名とその配偶者又は三親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、3 分の 1 を超えてはならない。監事についても、同様とする。

3 他の同一の団体(公益法人を除く)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても同様とする。

(任期)

第 28 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事若しくは監事が欠けた場合又は第 27 条第 1 項で定める理事若しくは監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 29 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(役員報酬)

第 30 条 役員報酬等は、社員総会の決議をもって定める。

(取引の制限)

第 31 条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
- (3) この法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除)

第 32 条 この法人は、理事又は監事の一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令の定める要件を満たす場合には、社員総会の特別決議によって、賠償責任額から法令で定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第 6 章 理事会

(構成)

第 33 条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 34 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を決議する。

- (1) 社員総会に付議すべき事項
- (2) 社員総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 役員の職務
- (4) 事務局の組織、運営
- (5) 活動計画に沿った活動内容に関する事項
- (6) 活動計画と運営

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法令で定める体制の整備
- (6) 第 32 条の責任の免除

(開催)

第 35 条 理事会は次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき
- (2) 理事数の 10 分の 2 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって召集の請求があったとき
- (3) 監事から召集があったとき

(召集)

第 36 条 理事会は、代表理事が招集する。ただし、前条第2号により理事が招集する場合及び同第3号により監事が招集する場合を除く。

2 代表理事は、前条第2号又は第3号の請求があった場合は、その請求があった日から5日以内に、請求の日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第 37 条 理事会の議長は、その理事会において出席した役員の中から選出する。

(決議)

第 38 条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

3 各理事の議決権は平等なるものとする。

4 やむを得ない理由のため理事会に出席できない役員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって議決権を行使することができる。

5 前項の規定により議決権を行使した役員は理事会に出席したものとみなす。

(議事録)

第 39 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時、場所

(2) 理事の総数及び出席者数

(書面及び電磁的方法による議決権行使者及び議決権委任者がある場合にあっては、その数を付記すること)

(3) 審議事項もしくは議題

(4) 議事の経過の概要、議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 名以上が署名、押印する。

第 7 章 計算

(事業年度)

第 40 条 当法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり(翌年)3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 41 条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を得るものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、社員総会の議決に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入及び支出することができる。

3 前項の収入及び支出は、新たに成立した予算の収入及び支出とみなす。

(剰余金の分配の禁止)

第 42 条 当法人の剰余金は、これを一切分配してはならない。

(残余財産の帰属)

第 43 条 当法人が解散(合併又は破産による解散を除く)したときに残存する財産は、これを岐阜市に帰属させる。

第 8 章 付 則

(最初の事業年度)

第 44 条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成 30 年 3 月 31 日までとする。

(会費)

第 45 条 当法人の入会金及び会費は次に掲げる額とする。

(1) 正会員:入会金 3,000 円、年会費 3,000 円(初年度免除)

(2) 準会員:入会金なし、年会費なし

(3) ジュニア会員:入会金なし、年会費なし

(4) 団体会員:入会金なし、年会費なし

(5) 賛助会員(一口):入会金 10,000 円、年会費 10,000 円(初年度免除)

(設立時の理事、代表理事及び監事)

第 46 条 当法人の設立時理事及び代表理事は、次のとおりとする。

設立時 理事 各務 和雄

設立時 理事 小坂 公治

設立時 理事 大関 徹

設立時 理事 天谷 隆美

設立時 理事 井上 みゆき

設立時 理事 谷向 昭紀

設立時代表理事 各務 能正

設立時 監事 前田 敬生

(設立時正会員の氏名又は名称及び住所)

第 47 条 当法人の設立時の正会員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

(本条内容は、ホームページでは非公開といたします)

(法令の準拠)

第 48 条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令によるものとする。

以上、一般社団法人岐阜県動物愛護ネットワーク会議の設立のため、設立時社員各務能正外 6 名の定款作成代理人である行政書士沼田 学は本定款を作成し、記名押印する。

平成 29 年 8 月 7 日

設立時社員 各務 和雄

設立時社員 小坂 公治

設立時社員 大関 徹
設立時社員 天谷 隆美
設立時社員 井上 みゆき
設立時社員 谷向 昭紀
設立時社員 前田 敬生

愛知県春日井市瑞穂通八丁目 2 番地2
アビタシオン瑞穂 201 号
定款作成代理人 行政書士 沼田 学